

卷 末 資 料

- 1 . 龜山市環境基本条例
- 2 . 諮問・答申
- 3 . 龜山市・関町合同環境審議会委員名簿
- 4 . 策定体制
- 5 . 策定経過
- 6 . 用語集

1 . 亀山市環境基本条例

平成17年1月11日

条例第104号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等（第7条・第8条）

第2節 環境の保全及び創造のための施策（第9条 第19条）

第3章 環境審議会（第20条 第27条）

附則

亀山市は、温暖で緑豊かな風土に生まれ、城下町や東海道の宿場町として古くから栄えてきた。

一方、今日の社会システムは、物質的に豊かな生活を求める中、自然の生態系に影響を及ぼし、私たちのまちなみならず、地球環境を傷つけ、人類の生存さえ危うくしようとしている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境を享受し、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有しているとともに、この環境を保全し、及び創造し、次世代へ引き継ぐ責務を負っている。このような観点から、すべての者の参加と協働により、人と自然が共生し、健全かつ持続的な発展が可能な環境保全型社会の構築を目指すため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明確にするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)環境保全型社会 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会をいう。
- (2)環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3)地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4)公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを維持し、次世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市域のみならず、広域にわたり、人と自然が共生し、環境保全型社会の構築を目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、及び協働して推進されなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることをかんがみ、市、市民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止はもとより、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売、サービスの提供その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、地域社会と協働し、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 市民の健康で安全かつ快適な生活及び恵み豊かな環境を保全するために、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、人と自然の豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 良好な景観及び歴史的文化的な遺産を保全すること。
- (4) 資源又はエネルギーの消費抑制及び効率的かつ循環的な利用、環境保全技術の利用等により、環境の保全及び創造の推進を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、亀山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向及び配慮の方針
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ亀山市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境の保全及び創造のための施策

(施策の策定等に当たっての措置)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害その他の環境の保全及び創造に対する支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第12条 市は、市民又は事業者が環境の保全及び創造に関し理解を深め、並びにこれに関する活動を行う意欲を増進させるため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体(以下「市民団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、第12条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人に関する情報の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査及び研究に努めるものとする。

(市民団体等との協力)

第16条 市は、市民団体等と協力して、環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国及び地方公共団体との協力)

第17条 市は、環境の保全及び創造を図るため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第18条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年、環境の状況、環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、亀山市環境審議会(以下「審議会」

という。)を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

(組織)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公共的団体等の役員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民の代表者

(5) 事業者の代表者

(6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

(雑則)

第27条 第20条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、合併前の亀山市環境基本条例(平成15年亀山市条例第10条)又は関町環境基本条例(平成15年関町条例第19号)の規定による委員であったものは、それぞれこの条例の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、第23条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

2. 諮問・答申

(亀山市)

亀山市環境審議会
会長 朴 恵 淑 様

亀環 第 2 2 8 4 号
平成 1 5 年 1 0 月 1 5 日

亀山市長 田 中 亮 太

亀山市環境基本計画について (諮問)

環境基本計画の策定について、亀山市環境基本条例第 8 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

亀山市長 田中 亮太 様

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日

亀山市環境審議会
会長 朴 恵 淑

亀山市環境基本計画について (答申)

平成 1 5 年 1 0 月 1 5 日付け亀環第 2 2 8 4 号で諮問のありましたみだしのことについては、審議の結果適当であると認められますので、この旨答申いたします。

なお、下記の点に留意されるとともに、策定の過程で出された意見等を十分尊重し、本計画が総合的かつ効果的に実施されるよう要望します。

記

- 1 本計画を新市の総合計画に反映し、予算の確保及びあらゆる場面において環境配慮を行うこと。
- 2 本計画の推進体制を充実させ、市民・事業者と共通の認識を持って環境づくりを進めること。
- 3 本市がこれまでに培ってきたすばらしい環境を未来に引き継ぐため、現状を正確に把握し、子ども達に対する環境教育・環境学習を充実させ、環境についての意識を高めること。
- 4 広域的な取組が必要な環境施策に関しては、周辺自治体及び関係機関と積極的に連携を図ること。
- 5 施策の優先順位を明確化して実施計画を作成するとともに、行政に対する外部評価を取り入れること。

(関町)

関 環下 第 486 号
平成 15 年 10 月 15 日

関町環境審議会
会長 朴 恵 淑 様

関町長 清 水 孝 哉

関町環境基本計画について (諮問)

環境基本計画の策定について、関町環境基本条例第 8 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成 16 年 12 月 27 日

関町長 清 水 孝 哉 様

関町環境審議会
会 長 朴 恵 淑

関町環境基本計画について (答申)

平成 15 年 10 月 15 日付け関環下第 486 号で諮問のありましたみだしのことについては、審議の結果適当であると認められますので、この旨答申いたします。

なお、下記の点に留意されるとともに、策定の過程で出された意見等を十分尊重し、本計画が総合的かつ効果的に実施されるよう要望します。

記

- 1 本計画を新市の総合計画に反映し、予算の確保及びあらゆる場面での環境配慮を行うこと。
- 2 本計画の推進体制を充実させ、住民・事業者と共通の認識を持って環境づくりを進めること。
- 3 すばらしい環境を未来に引き継ぐため、将来を担う子ども達に対する環境教育・環境学習を充実させ、環境についての意識を高めること。
- 4 広域的な取組が必要な環境施策に関しては、周辺自治体及び関係機関と積極的に連携を図ること。
- 5 施策の優先順位を明確化して実施計画を作成するとともに、行政に対する外部評価を取り入れること。

3 . 亀山市・関町合同環境審議会委員名簿

(平成 15 年 10 月 15 日委嘱、平成 16 年度新委員は平成 16 年 5 月 24 日委嘱)

(順不同・敬称略、 は合同環境審議会の会長、 は同副会長)

(亀山市)

所 属	名 前	備 考
筑波大学生物科学系教授	渡辺 守	
三重大学人文学部教授	朴 恵淑	
(財)三重県環境保全事業団特別研究員	富田 靖男	
三重大学教育学部助教授	宮岡 邦任	
亀山市教育委員会委員長	白井 始子	
亀山市社会教育委員	森 勝子	
鈴鹿森林組合長・鈴鹿川漁業協同組合長	大萱 宗志	
亀山市農業委員会会長	櫻井 清美	
三重県北勢県民局生活環境部生活環境創造チーム鈴鹿環境グループ副参事	渡辺 俊裕	平成 15 年度
三重県北勢県民局生活環境部環境室鈴鹿環境グループ副参事	宮村 典仁	平成 16 年度
亀山市地区衛生組織連合会副会長	伊藤 順子	
「自然案内人」	桜木 善仁	
「地域の活性化を考える会」	小菅 まみ	
「自然を愛する会」	片岡 国輝	
亀山市商工会議所専務	山本 安夫	
関町商工会会長	川森 英生	
古河電気工業(株)三重事業所所長	齋藤 重弘	

(関町)

所 属	名 前	備 考
筑波大学生物科学系教授	渡辺 守	
三重大学人文学部教授	朴 恵淑	
三重大学教育学部助教授	宮岡 邦任	
(財)三重県環境保全事業団特別研究員	富田 靖男	
鈴鹿森林組合長・鈴鹿川漁業協同組合長	大萱 宗志	
関町農業委員会会長	坂 弘常	
三重県北勢県民局生活環境部生活環境創造チーム鈴鹿環境グループ副参事	渡辺 俊裕	平成 15 年度
三重県北勢県民局生活環境部環境室鈴鹿環境グループ副参事	宮村 典仁	平成 16 年度
関町自治会連合会会長	蔵城 太三	平成 15 年度
関町自治会連合会常任委員	坂 幸男	平成 16 年度
関町自治会連合会副会長	村田 篤志	
関町自治会連合会常任委員	東 正昭	
関町商工会会長	川森 英生	

5 . 策定経過

亀山市・関町合同環境審議会

- 第1回(平成15年10月15日)... 諮問、事業概要の説明
- 第2回(平成16年1月23日)... アンケート調査、地域懇談会及び施策調査の結果について
- 第3回(平成16年3月14日)... 環境基礎調査結果について
- 第4回(平成16年5月24日)... 平成16年度事業概要について、課題について
- 第5回(平成16年10月7日)... 環境基本計画素案(案)について
- 第6回(平成16年10月29日)... 環境基本計画素案(案)について
- 第7回(平成16年12月2日)... 環境基本計画素案に対する意見について
(平成16年12月27日)... 答申

住民環境会議

- 第1回(平成15年10月31日)... 事業概要の説明、自己紹介
- 第2回(平成15年11月30日)... 勉強会(講演)
- 第3回(平成15年12月16日)... 環境の良いところ・悪いところ
- 第4回(平成16年1月19日)... 総合環境センター見学、合併後の環境施策、アンケート結果
- 第5回(平成16年2月13日)... 将来の望ましい環境像について
- 第6回(平成16年3月14日)... 将来の望ましい環境像について
- 第7回(平成16年4月17日)... 重点的取り組みについて
- 第8回(平成16年5月12日)... 重点的取り組みについて
- 第9回(平成16年6月20日)... 勉強会(講演)
- 第10回(平成16年7月9日)... 重点的取り組みについて
- 第11回(平成16年7月16日)... 重点的取り組みについて
- 第12回(平成16年7月28日)... 環境基本計画素案(案)について
- 第13回(平成16年8月21日)... 今後の活動について
- 第14回(平成16年9月15日)... エコ環境フェスティバルでの展示内容について
- 第15回(平成16年10月16日)... 環境基本計画素案(案)について

亀山・関事業者環境推進協議会

- 第1回(平成15年7月6日)... 事業概要の説明、会則の検討
- 第2回(平成15年8月19日)... 現在実施していること、協力できること
- 第3回(平成15年10月6日)... 環境基本計画素案(案)について、今後の活動について

亀山市・関町合同環境基本計画策定委員会

- 第1回(平成15年9月29日)...事業概要の説明
- 第2回(平成16年2月23日)...アンケート調査及び地域懇談会の結果について
- 第3回(平成16年4月27日)...平成16年度事業概要について、課題について
- 第4回(平成16年10月25日)...環境基本計画素案(案)について

亀山市・関町合同環境基本計画策定検討部会

- 第1回(平成15年10月7日)...事業概要の説明
- 第2回(平成16年2月17日)...アンケート調査及び地域懇談会の結果について
- 第3回(平成16年4月26日)...平成16年度事業概要について、課題について
- 第4回(平成16年6月29日)...基本目標及び施策について
- 第5回(平成16年7月21日)...施策について
- 第6回(平成16年8月23日)...重点的取り組みについて
- 第7回(平成16年9月2日)...環境基本計画素案(案)について

地域懇談会

- 平成15年度(平成15年11月11日~12月5日)
...事業概要の説明、意見収集(参加 約240名)
- 平成16年度(平成16年11月4日~11月24日)
...環境基本計画素案の概要説明、意見収集(参加 約200名)

事業者懇談会

- 平成16年度(平成16年11月16日)
...環境基本計画素案の概要説明、意見収集(参加 約30社)

6 . 用語集

【あ行】

ISO14001

「環境マネジメントシステム」参照

エコクッキング

ニンジンの皮やダイコンの葉を使った料理など、捨てるところがほとんどない調理方法です。

NPO (Non-Profit Organization)

教育、文化、医療、福祉、環境保全など、さまざまな社会的活動を行う非営利、非政府の民間組織のことをいいます。また、ほぼ同義の用語としてNGO (Non-Governmental Organization)がありますが、営利を目的としないことや、利潤を分配しないことを強調するときにNPOが使われ、政府からの独立を強調するときにNGOが使われます。また、国境にとらわれないという意味から、民間国際援助団体のことをNGOという場合もあります。

オゾン層の破壊

地上 12km から 50km の成層圏にあって、太陽からの有害な紫外線を吸収するオゾン層は、フロンなどのオゾン層破壊物質により破壊されます。オゾン層が破壊されると、皮膚ガンの増加や生態系への影響が生じるとされています。オゾン層破壊物質は「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により約 70 物質が特定を受けています。主なものは、クロロフルオロカーボン (CFC) 類、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) 類、ハイドロプロモフルオロカーボン (HBFC) 類、ハロン類、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチルなどです。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつ気体のことをいいます。京都議定書では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆) の 6 種類とされています (「地球温暖化」参照)。

【か行】

買い物袋持参運動

普通の買い物に自分の買い物袋 (マイバッグ) を持参し、レジ袋を辞退するという運動のことをいいます。直接的には、ごみ減量や石油資源の消費抑制による温暖化防止などを目的としますが、誰もができる身近な環境取り組みの象徴的な運動としても位置づけられています。

外来種 (移入種)

本来分布していない生物種が偶然であるか意図的であるかを問わず、ある地域に持ち込まれた場合に、その持ち込まれた種のことをいいます。導入種、移入種ともいいます。三重県では、自然環境保全条例により、

生態系に著しく支障を及ぼすおそれのあるこれらの動植物種をみだりに放ち、植栽し、種子をまくことが禁止されています。

合併処理浄化槽

水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に沈でん分離、微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいいます。なお、従前は水洗し尿のみを処理する施設（単独処理浄化槽）も浄化槽に含まれていましたが、浄化槽法の改正（平成13年4月1日施行）に伴い、水洗し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設（合併処理浄化槽）に一本化されました。

環境教育・環境学習

環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成するための教育及び学習をいいます。この活動を、実施者、行為者の視点から見た場合は「環境教育」、学習者、参加者から視点から見た場合は「環境学習」という言葉が用いられています。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの等があります。

環境保全型農業

化学肥料や農薬の投入をなるべく減らし、家畜ふん尿などを再生利用することにより、環境への負荷をできるだけ減らすような農業のことをいいます。

環境ホルモン

環境中に放出された化学物質の中で、体内に入って体内のホルモンと同じような、あるいはホルモンの働きを阻害する作用を持つものをいいます。

環境マネジメントシステム

環境に関する経営方針や計画を立て、実施し、点検し、是正するという手順を体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのことをいいます。環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた国際規格 ISO14001 があります。

環境林

森林ゾーニング（「森林ゾーニング」参照）により区分された、木材生産機能よりも公益的機能を重視する森林をいいます。

京都議定書

1997年に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択された議定書をいいます。締約国における2008～2012年にかけての温室効果ガス排出量の削減目標が定められたほか、吸収源の取扱い、排出量取引などの基本的考え方が決められています。

こどもエコクラブ

小・中学生の子どもたちが数人～20人程度の団体を作り、仲間と一緒に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取り組み活動を展開していくための組織をいいます。

コンポスト化

家庭から排出される生ごみ、落ち葉や下水道汚泥、家畜のふん尿などの有機物を、微生物の働きによって発酵させ、堆肥（コンポスト）にすることをいいます。

【さ行】

再使用

「リユース」参照

再生利用

「リサイクル」参照

里山

集落近くにあり、山菜や薪炭用木材などの採取に利用されてきた森林の総称で、里山林にはナラ類やシイ・カシ類の優占する雑木林、鎮守の森のような照葉樹林も含まれ、地域により独自の景観を形成しています。燃料革命以降、里山林への生活の依存度が急減し、荒廃や粗大ゴミの投棄などが目立つようになりましたが、近年は環境保全上の価値及び歴史・文化的価値が見直されつつあります。

酸性雨

工場や自動車から出された硫酸化物や窒素酸化物の大気汚染物質が雨水に取りこまれて酸性を示す雨のことで、一般にはpH（水素イオン濃度）が5.6以下をいいます。

自然エネルギー

石油、石炭、天然ガスなどの限りあるエネルギーと違い、太陽エネルギー、風力、潮汐など無尽蔵のエネルギーをさします。地球温暖化防止など、環境への配慮や省エネルギーの観点から、今後の研究開発と活用が進められています。

親水

水遊び、釣り、湖畔の散歩等日常生活や観光、レクリエーションを通じて、湖沼、池、河川等の水辺に近づき、身近に親しむことをいいます。

森林ゾーニング

森林の持つ多様な機能が効果的に発揮できるような森林管理を行うため、重視する機能や利用の実態等により森林を区分することをいいます。

森林ボランティア

都市と山村との交流促進と適正な森林管理を行うため、ボランティアで森林整備に参加しようとする人たちのことをいいます（「ボランティア」参照）。

水源かん養

降雨を地表や地中に一時的に蓄えるとともに、地下に浸透させ、降雨が河川に直接流入するのを調節し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養等を維持・増進する自然の働きのこと。近年、森林や農地が持つ水源かん養機能が見直されています。

スラグ・メタル

焼却灰等の廃棄物を超高温(1200 以上)下で加熱してできた熔融物のことです。スラグはガラス質の固化物、メタルは金属質の固化物で、磁選機により分離されます。

生態系

自然界のある地域に生育・生息する生物とそれらの生活に関与する大気、水、土壌などを一体としてとらえたものをいいます。

生物の多様性

生態系の多様性(多様な生態系が存在していること)、種間の多様性(種が保全され、個々の生態系が多様な種から構成されていること)、種内(遺伝子)の多様性(同じ種の中にも多様な地域的個体群が存在していること)の3つの考え方からなる概念です。平成4年の地球サミットで採択された「生物の多様性に関する条約」に初めて盛り込まれました。

【た行】

ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナ-ポリ塩化ビフェニル(コプラナ-PCB)の総称を『ダイオキシン類』と呼んでいます。PCDDs と PCDFs を合わせると210種類の化合物があり、毒性があるとされているものは17種類です。また、コプラナ-PCBsのうち毒性があるとされているものは12種類です。

多自然型川づくり

治水上の安全性を確保しつつ、河川が本来有している生物の良好な生育・生息環境等に配慮し、多様な自然環境を保全し、あるいは回復を図る川づくりのことをいいます。

多自然型工法

近自然型工法とも言われ、動植物のさまざまな生態の保全・創出に配慮し、瀬や淵など変化のある水辺環境の創出や覆土による植生の維持、落差の穏やかな魚道の設置などを工夫した工法のことです。

地球温暖化

大気中に含まれる微量の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロン等)は、地表の温度を生物の生存に適した温度に保つ効果がありますが、この濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のことをいいます。このことにより、人間をはじめとした生態系に深刻な影響が及ぶおそれがあります(「温室効果ガス」参照)。

地区計画

それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを進めるため、地区単位の視点に立って、生活環境を整備、保全し、きめ細やかな土地利用を誘導する制度です。地区計画に定められた内容を実現するには、「届出、勧告」「建築条例」等の地区計画独自の実現方法が用意されています。また、既存の制度、事業と連携して活用する方法もあります。具体的には、建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置についてきめ細かく定め、良好な市街地の整備及び保全を図るための制度です。

低公害車

従来のがソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素などの大気汚染物質や地球温暖化物質の排出量や騒音の発生が少ない、または全く排出しない自動車のことをいいます。実用化されている主な車種としては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費・低排出ガス認定車があります。

デポジット制

製品本来の価格に容器の預かり金を上乗せして販売し、消費者が容器を返却するときに預かり金が払い戻される仕組みのことです。

【な行】

農業集落排水処理施設

農村地域の農業用排水の水質保全や生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落の生活排水等を一体的に処理する施設をいいます。

【は行】

バイオマス資源

生物体を構成する有機物を資源として利用するもので、薪、木炭、家畜ふん尿などがこれにあたります。

バリアフリー化

高齢者や障害者が道路空間や施設の中を自由に移動できるように道路の凸凹や床の段差を解消したり、段差の大きな箇所に昇降機をつけたりすることです。また、最近ではこうした物的環境のバリアフリー化だけでなく、制度的な差別の解消や風習・伝統的な差別の解消、情報のバリアフリー化なども含めて使用しています。

フリーマーケット

ごみの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的に、公園や駐車場等を会場に住民が不要な品物を持ち寄り、安い値段で販売すること。

フロン

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称です。冷蔵庫などの冷房やスプレアの噴射剤に用いられ、地球の温暖化やオゾン層の破壊の原因といわれています。

保安林

森林は、水を蓄え、土砂崩れやその他の災害を未然に防ぐなど大きな役割を果たしています。国や県では、

こうした森林の中で特に重要な役割を果たしているものを保安林に指定し、伐採や開発を制限しながら保全を図っています。

ボランティア

社会奉仕のため、無償かつ自発的に労働力を提供すること、またはそうする人のことをいいます。無償とはいっても、活動に伴う実費を受け取る場合もあります。また労働の対価を得る場合でも、市場価格よりも低い対価であれば有償ボランティアとしてボランティアに含めることがあります。

【ま行】

水循環

水は降雨、蒸発、浸透などにより環境中を循環し、大気中の水蒸気、内陸水（川や湖）地下水、海水などの形で存在しています。自然の地表面や緑地が減少したり、地下水を大量に採取したりすると、水の循環の仕方や水の存在状態が変わり、湿地の消失、地盤の沈下や平常時の河川流量の減少による水質の悪化などの支障が生じます。

M - E M S（ミームス）

小規模事業所向けに、内容や表現を平易で取り組みやすくした三重県独自の環境マネジメントシステム。段階的に取り組める2つのステップが用意されています。

メタル

「スラグ・メタル」参照

【ら行】

リサイクル

一度製品として作られたものを、別の製品を作るための原料として再生利用することをいいます。

リユース

一度製品として使用したものを、廃棄せずに繰り返し使用することをいいます。

【わ行】

ワンド

河川の流れの変化などによってでき、本流とつながっているが池のようになっている場所のことをいいます。静かな水流を好む水生生物も生育できるほか、様々な植生が繁殖する場ともなるため、河川に生物多様性をもたらす一つの機能として見直されています。

龜山市環境基本計画

平成 17 年 3 月発行

発行 龜山市

編集 龜山市生活環境課

T e l : 0 5 9 5 - 8 2 - 8 0 8 1

F A X : 0 5 9 5 - 8 2 - 4 4 3 5